

特定子ども・子育て支援提供証明書兼提供に係る領収証

(令和 年 月 日分)

認定保護者 (納入者)	氏名		様
----------------	----	--	---

認定子ども	氏名		様分	法第30条の4の認定種別
				第 号

下記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明し、これに係る特定子ども・子育て支援利用料等を領収しました。

令和 年 月 日

設置者・事業者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	印
施設・事業所の名称	

特定子ども・子育て支援の提供証明について

特定子ども・子育て支援の内容 (注) □にレを記入	提供した日	提供時間帯※1
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	令和 年 月 日	～
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	令和 年 月 日	登園前 ～
		降園後 ～
		長期休業日 ～
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	令和 年 月 日	～
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	令和 年 月 日	～
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	令和 年 月 日	～

※1 提供時間帯は、利用時間を記入してください。

特定子ども・子育て支援提供に係る領収について

特定子ども・子育て支援利用料の領収金額		円
---------------------	--	---

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

当該日分の利用料（保育料）として 円

特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額		円
-----------------------	--	---

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額の内訳】

として 円

保育・子育て支援を提供した日をご記入ください。

特定子ども・子育て支援提供証明書兼提供記録簿

(令和 元 年 10 月 11 日分)

・無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」（いわゆる、新2号認定、新3号認定と呼ばれるもの）を受ける必要があります。こちらの欄はその種別を記入する欄です。
 ・認定の種別の記入にあたっては、保護者に確認の上、ご記入ください。
 ・認可外保育施設等の利用者の場合、「第2号」又は「第3号」のどちらかの認定となります。

認定保護者 (納入者)	氏名	サンプル欄	様
----------------	----	-------	---

認定子ども	氏名	サンプル子ども	様分	法第30条の4の認定種別
				第 2

下記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明し、これに係る特定子ども・子育て支援利用料等を領収しました。

令和 元 年 10 月 11 日

領収日と証明日が異なる場合は、遅い方の日付

設置者・事業者名称	〇〇法人〇〇
主たる事務所の所在地	柏市柏〇-〇-〇
代表者職氏名	理事長 △△ △△
施設・事業所の名称	〇〇保育園

「代表者職氏名」欄の記入及び押印は、理事長等の代表者の名義をお願いします。
※業務（事業）担当者の氏名及び押印は不可

特定子ども・子育て支援の提供証明について

特定子ども・子育て支援の内容 (注) □にレを記入	提供した日	提供時間帯※1
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	令和 年 月 日	～
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	令和 年 月 日	登園前 ～ 降園後 ～ 長期休業日 ～
<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり事業	令和 元 年 10 月 11 日	10:00 ～ 15:00
<input type="checkbox"/> 育児相談事業	令和 年 月 日	～
<input type="checkbox"/> 子育て支援事業	令和 年 月 日	～

該当する内容に必ずレを記入してください。

※1 提供

・「提供した日」、「提供時間（利用時間）」をそれぞれご記入ください。
 ・提供時間帯は、利用時間を記入してください。

特定子ども・子育て支援提供に係る領収について

特定子ども・子育て支援利用料の領収金額	〇〇〇〇 円
---------------------	--------

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】
 当該日分の利用料（保育料）として

〇〇〇〇 円

特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額	〇〇〇 円
-----------------------	-------

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額の内訳】
 △△代として

〇〇〇 円

「特定子ども・子育て支援利用料※の額」をご記入ください。
※無償化の対象となる「幼稚園や認可外保育施設における月額保育料」、「預かり保育や一時預かり事業の利用料」等のこと

「特定子ども・子育て支援利用料」以外の食材料費・日用品費等の「特定費用」に対する領収証としても活用ができます。

※無償化の実施に伴い、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が一部改正され、これにより無償化の対象となる施設・サービスを運営・提供する事業者は、以下の費用の支払いを認定保護者から受けた際、領収証を交付する必要がありますので、ご注意ください。
 ・特定子ども・子育て支援の提供の対価(例: 預かり保育や一時預かり事業の利用料)
 ・特定費用(例: 食材料費・日用品費等)